

鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借業務（以下「本業務」という。）

2 業務の概要

鳥取県住民基本台帳ネットワークシステムにおける通信機器（以下「導入機器」という。）の調達を行う。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで（60 か月）とする。

上記賃貸借期間中に加えて、納入日から令和 7 年 10 月 31 日までの期間についても、機器保証を受けることができるものとする。

4 納入期限

令和 7 年 9 月 30 日

5 業務内容等

（1）導入機器の調達について

ア 導入機器の調達を行うこと。なお、導入機器の構成及び仕様は「別紙 1 機器の仕様」のとおりとする。

イ 導入機器は、記載している仕様を満たし本県情報通信ネットワーク上で問題なく動作する機能、性能を有していること。

ウ 賃貸借期間中のライセンス経費も含むこと。

（2）保守、運用支援について

ア 本業務の実施にあたってオンサイト保守が必要な場合は、発注者が別途契約する「住民基本台帳ネットワークシステム保守管理業務」の受注者（以下「管理運用業者」という。）が対応するため、管理運営事業者と調整を行うこと。

イ 導入機器の機器保守ライセンスは、納品後速やかに、管理運営事業者へ保守移管すること。

ウ 一元的なサポート窓口を開設し、発注者へ明示すること。

（3）その他

賃貸借期間終了後、受注者は導入機器の設置場所に赴き、蓄積されたデータの消去、撤去を実施すること。なお、導入機器の情報の消去及び記録媒体の破壊の作業に係る具体的な手順は、令和 2 年 5 月 1 日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」に定めるところによる。撤去等にかかる費用も本業務の経費に含むこと。また、必要に応じて後継機器の設置業者と協力すること。

6 納入場所

納入場所は以下のとおりとする。場所の詳細については、発注者が別途指示する。
鳥取県鳥取市東町一丁目 220 鳥取県議会棟別館

7 提出すべき書類

(1) 導入機器の納入時に、次の書類（紙媒体 1 部 電子媒体 1 部）を提出すること。

- ・ 機器添付のマニュアル 1 式
 - ・ 導入機器一覧表 (※1) 1 式
 - ・ 保証書又は新品証明書 1 式
 - ・ 保守証書 1 式
 - ・ その他発注者が必要と認める資料 1 式
- (※1) 「シリアル番号」「プロダクトID」「ライセンスキー」等

(2) 電子媒体で納入するファイル形式は、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint 又は Adobe 社の PDF（ファイル内の文字検索が可能なこと。）のいずれかの形式とする。なお、(1) の提出書類のうち導入機器一覧表については Excel 形式とする。

(3) 電子媒体の提出に当たっては、CD-R 又は DVD-R とする。

8 導入作業等

(1) 導入機器の設置及び設定は管理運用業者が行う。導入機器の搬入後に、不具合により正常に導入機器が動作しない場合等があった場合には、受注者は、発注者及び管理運用業者と協力し、原因究明等に協力すること。

(2) 賃貸借期間終了後、後継機器の運用保守管理業者がデータ移行等の支援を求めた場合、必要に応じて連携、調整作業を行うこと。

9 契約書記載事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 納入費用等の負担

ア 本業務に係る契約に基づく導入機器の納入及び撤去その他本業務に係る契約を履行するために要する全ての費用は、受注者の負担とする。

イ アの場合において、受注者が撤去を遅滞したときは、発注者は、受注者の代わりに撤去し、その費用を受注者に請求する。

ウ アの規定にかかわらず、納入及び撤去に必要な電気料金については、発注者の負担とする。

(3) 導入機器の不具合

導入機器の引渡しを受けた後において、当該導入機器が仕様書の内容に適

合しないものであるときは、受注者は発注者に対し責任を負う。

(4) 完了報告及び検査

ア 受注者は、納入が完了したときは、納入完了後 7 日以内又は納入期限のどちらか早い期日までに完了報告書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に納入の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補又は取替えをし、発注者の検査を受けなければならない。

オ イ及びウは、エの再検査の場合において準用する。

(5) 賃貸借料の支払等

ア 受注者は、当月分の賃貸借料を翌月発注者に請求し、発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内にその請求額を受注者に支払う。

イ 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(6) 所有権の表示

導入機器の所有権は、賃貸借期間中を通じて受注者に属し、受注者は、導入機器に受注者の所有物である旨を表示することができる。

(7) 導入機器の原状変更及び附合物

発注者は、導入機器の一部を除去し、取り替え、若しくは改造し、又は導入機器に機械器具、装備その他の物品を取り付ける必要が生じた場合、あらかじめ書面により受注者に協議する。

(8) 導入機器に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、導入機器に損害保険を付保する。

(9) 損害賠償

ア 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって導入機器に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

イ アの損害賠償の額は、発注者及び受注者協議して定める。この場合において、受注者の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除する。

(10) 任意解除

ア 発注者は、(11) 又は (12) によるほか、必要があるときは、本業務に係る契約を解除することができる。

イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議して定める。

(11) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) (ア) から (イ) までに掲げる場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定により本業務に係る契約を解除された場合、賃貸借料月額に60を乗じて得た金額（以下「賃貸借料総額」という。）の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(12) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ク)のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 納入期限までに受注者が導入機器を納入しないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(11)アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第9

6条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定により本業務に係る契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 解除の制限

(11) ア（ア）から（ウ）まで及び（12）ア（ア）から（オ）までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（11）及び（12）の規定による契約の解除をすることができない。

(14) 賠償の予定

受注者が（12）ア（カ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として賃貸借料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(15) 履行遅延による違約金

ア 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期に導入機器を借受けることができない場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。

イ アの違約金は、遅延日数に応じ、賃貸借料総額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額とする。

(16) 秘密の保持

受注者は、業務の履行に関し知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、蓄積し、又は他の目的に利用してはならない。

(17) 導入機器及び消耗品等の返還、撤去

ア 発注者は、3の規定により本業務が満了し、若しくは終了した場合又は(10)から(12)までの規定により本業務に係る契約を解除した場合、導入機器を遅滞なく受注者に返還しなければならない。

イ 受注者は、アの場合においては、遅滞なく導入機器を撤去しなければならない。

(18) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(19) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(20) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 本業務に従事するに対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない

い。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでの規定は、業務期間の満了後又は本業務に係る契約解除後も同様とする。

(21) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(22) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(23) 事故発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(24) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（（25）ア又はイに規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(25) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アの規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者のみの責め

に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受注者及び発注者が協力してその処理解決に当たる。

(26) 追完請求権

ア 発注者は、導入機器の引渡しを受けた後において、当該導入機器が本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により導入機器の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(27) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(28) その他

ア 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、本仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 本仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。